

# 保険診療 基本法令テキストブック(医科/令和3年4月版) 正誤

令和3年10月 社会保険研究所

本書について誤りがありましたので、お詫びして以下のとおり訂正いたします。

訂正前	訂正後
(P230・「5 保険者の点検」 8～10 行目)	
<p>■診療報酬請求権の時効</p> <p>保険医療機関の保険者に対する診療報酬請求権は、民法の規定により<u>3年間</u>これを行使しないと消滅します。</p>	<p>■診療報酬請求権の時効</p> <p>保険医療機関の保険者に対する診療報酬請求権は、民法の規定により<u>5年間</u>これを行使しないと消滅します。</p>